

役員報酬

社会福祉法人 成蹊会

社会福法人成蹊会役員報酬に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人成蹊会（以下「成蹊会」という。）の役員報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 成蹊会の役員には、職務を行うために要する報酬として、出席 1 日につき 10,000 円を支給する。

(調 整)

第 3 条 職員が成蹊会の役員を兼ねている場合、その者には、成蹊会役員としての報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。